

「Q21 目についたものを唐突に始める」
 $(t(177)=1.62, n.s.)$, 「Q26 今やっていることをやり遂げないうちに別のことを始める」 $(t(176)=1.88, n.s.)$,
 「Q37 几帳面すぎる」 $(t(177)=1.08, n.s.)$ の 6 項目
 であり、自記式質問紙よりも少なかった。

自記式と他記式の同じ項目で、両群とも有意差のなかった項目はなかった。いずれかにおいて有意差のあった項目については、記入者が内容を理解しにくいのか、自己認知もしくは他者評価の難しい項目であるのか等検討する必要がある。

4. 行動特性質問紙の下位領域間の相関と内的整合性

行動特性質問紙の信頼性を検討するため、自記式及び他記式の下位領域間の相関と信頼性分析（内的整合性）の検討を行った。

（1）自記式質問紙について

自記式質問紙に回答をし、欠損値のなかつた 115 例を解析対象とした。

① 下位領域の相関

自記式質問紙の下位領域はそれぞれ正の相関を示した（表 8）。

	対人コミュニケーション	限局的反復的な行動・興味・活動	その他	不注意	多動衝動性
対人コミュニケーション	—	.704**	.462**	.669**	.627**
限局的反復的な行動・興味・活動	—	—	.554**	.560**	.748**
その他	—	—	—	.394**	.548**
不注意	—	—	—	—	.561**
多動衝動性	—	—	—	—	—

** $p < .01$

（表 8） Pearson の相関係数：自記式質問紙下位領域

② 各領域の内的整合性の検討

各領域の内的整合性を検討するため、 α 係数を求めた（表 9）。

	N	M	SD	α
対人コミュニケーション	115	38.47	7.25	.765
限局的反復的な行動・興味・活動	114	44.28	8.28	.844
その他	115	10.03	2.48	.565

不注意	115	12.21	2.90	.706
多動衝動性	115	9.33	2.32	.699

（表 9） 各領域の平均値、SD、Cronbach アルファ係数

- ・ 対人コミュニケーション領域について
 この項目は、15 項目（質問項目: 4, 5, 8, 13, 15, 18, 22, 25, 27, 28, 30, 33, 38, 39, 42）から成り、 α 係数は、.765 であった。修正済み項目合計相関は、Q5 が-.334, Q18 が.125, Q22 が-.049, Q38 が.060 であった。これら 4 項目を除く 11 項目の α 係数を求めたところ、.874 であり、修正済み項目合計相関はすべて .40 以上であった。
- ・ 限局的反復的な行動・興味・活動領域について
 この項目は、18 項目（質問項目: 3, 9, 10, 11, 12, 16, 20, 32, 34, 35, 37, 40, 44, 45, 46, 47, 48, 49）から成り、 α 係数は、.844 であった。.20 未満の修正済み項目合計相関は、Q3 が.054, Q40 が.179, Q46 が.061 であった。これら 3 項目を除く 15 項目の α 係数を求めたところ、.867 であり、修正済み項目合計相関はすべて .20 以上であった。
- ・ その他領域について
 この項目は、4 項目（質問項目: 2, 24, 31, 41）から成り、 α 係数は、.565 であった。修正済み項目合計相関はすべて .20 以上であった。
- ・ 不注意領域について
 この項目は、5 項目（質問項目: 7, 14, 17, 19, 26）から成り、 α 係数は、.706 であった。修正済み項目合計相関はすべて .30 以上であった。
- ・ 多動衝動性領域について
 この項目は、4 項目（質問項目: 21, 23, 29, 43）から成り、 α 係数は、.699 であった。修正済み項目合計相関はすべて .30 以上であった。
- 対人コミュニケーション領域と限局的反復的な行動・興味・活動領域の除外した項目については、ASD 者にとって自己認知の難しい項目であるために質問内容の再検討が必要な項目なのか、ASD 者のうち該当する者が少ない特性を聞いている項目なのか、検討をする必要がある。

(2) 他記式質問紙について

他記式質問紙に回答し、欠損値のなかった179例を解析対象とした。

① 下位領域の相関

他記式質問紙の下位領域はそれぞれ正の相関を示した(表10)。

	対人コミ ニケー ション	限局的反 復的な行 動・興味・ 活動	その他の 活動	不注意	多動衝動 性
対人コミ ニケー ション	—	.858**	.532**	.515**	.684**
限局的反 復的な行 動・興味・ 活動	—	—	.606**	.527**	.701**
その他の 活動	—	—	—	.437**	.386**
不注意	—	—	—	—	.552**
多動衝動 性	—	—	—	—	—

** $p < .01$

(表10) Pearsonの相関係数:自記式質問紙下位領域

他記式質問紙の各領域の内的整合性を検討するため、 α 係数を求めたいずれの領域についてもあてはまりがよかつた(表11)。

	N	M	SD	α
対人コミュニケーション	179	36.08	9.92	.927
限局的反復的な行動・興味・活動	179	37.80	9.22	.901
その他	179	9.50	2.54	.654
不注意	179	11.60	2.97	.790
多動衝動性	179	7.97	2.55	.795

(表11) 各領域の平均値、SD、Cronbachアルファ係数

・ 対人コミュニケーション領域について

この項目は、15項目(質問項目:4,5,8,13,15,18,22,25,27,28,30,33,38,39,42)から成り、 α 係数は.927であった。修正済み項目合計相関はすべて.50以上であり、非常にまとまりのよい尺度であるといえる。

・ 限局的反復的な行動・興味・活動領域について

この項目は、18項目(質問項目:3,9,10,11,12,16,20,32,34,35,37,40,44,45,46,47,48,49)から成り、 α 係数は、.901であった。修正済み項目合計相関は、Q20が.256、Q34が.344であったものの、その他の項目はすべて.40以上でありまとまりのよい尺度といえる。

・ その他領域について

この項目は、4項目(質問項目:2,24,31,41)から成り、 α 係数は、.654であった。修正済み項目合計相関はすべて.20以上であった。

・ 不注意領域について

この項目は、5項目(質問項目:7,14,17,19,26)から成り、 α 係数は、.790であった。修正済み項目合計相関はすべて.50以上であった。

・ 多動衝動性領域について

この項目は、4項目(質問項目:21,23,29,43)から成り、 α 係数は、.795であった。修正済み項目合計相関はすべて.50以上であった。

他記式質問紙は、自記式質問紙よりも尺度のあてはまりがよかつた。

5. ASD群とASD保護者群での検討

ASD群15名が自己評価として記入した自記式質問紙と、保護者群(ASD群の保護者もしくは配偶者)が他者評価として記入した他記式質問紙を用い、自閉的行動特性とADHDの行動特性に関する両群で差があるかどうか検討した。先にも述べたが、自記式質問紙と他記式質問紙は、表現は異なるものができる限り同じ内容を聞くように作成した。各群の平均値、SD等は別添1:表12の通りである。両群の評価に差があるかどうかについて、総合得点と下位領域及び質問項目それについてt検定を用いて求めたところ、多動・不注意の領域において有意な差がみられた($t=2.43$, $df=23.80$, $p<.05$) (表13)。

	ASD群 保護者群		<i>t</i>	<i>p</i> -value	<i>df</i>
	Mean	(SD)			
総合得点	136.13 (22.28)	122.67 (22.41)	.30	.110	28
対人コミュニケーション	45.20 (8.30)	44.27 (8.68)	1.96	.766	28
限局的反復的な行動・興味・活動	52.60 (8.30)	46.13 (9.76)	1.36	.061	28
その他	11.93 (2.52)	10.67 (2.58)	1.96	.185	28
不注意	15.33 (2.92)	13.13 (3.23)	2.43	.060	28
多動衝動性	11.07 (3.49)	8.47 (2.32)	1.65	.023*	23.79

* $p < .05$

(表13)t検定: ASD vs ASD保護者群(総合得点と下位領域)

質問項目については、Q3,Q5,Q6,Q8,Q13,Q20,Q21,Q24,Q26,Q29,Q37,Q47,Q48においてそれぞれ有意な差が認められた（表 14）。

項目	ASD 群		保護者群		<i>t</i>	<i>p</i>	<i>df</i>
	Mean	SD	Mean	SD			
Q3.	2.27	.80	3.00	.93	-2.32	.028*	28
Q5.	1.60	.74	2.36	.84	-2.58	.016*	27
Q6.	2.20	1.01	1.47	.64	2.37	.025*	28
Q8.	2.20	.86	2.93	.83	-2.32	.028*	27
Q13.	3.00	.93	2.27	.80	2.32	.028*	28
Q20.	3.00	.76	1.47	.74	5.60	.000**	28
Q21.	2.87	1.13	2.07	.80	2.25	.034*	25.25
Q24.	3.47	.64	2.93	.70	2.17	.039*	28
Q26.	3.40	.63	2.29	.61	4.82	.000**	27
Q29.	2.80	1.08	2.07	.80	2.11	.044*	28
Q37.	2.87	.83	2.13	.52	2.90	.008**	23.36
Q47.	3.53	.52	2.71	.99	2.75	.013*	19.24
Q48.	3.40	.63	2.67	1.05	2.32	.029*	23.02

* *p*<.05, ***p*<.01

(表 14)t 検定:ASD 群 vs ASD 保護者群(質問紙下位領域)

なお、今回、各質問項目について、任意で研究の参加者に自由記述を求めており、回答の一部を別添 3 表 15 に示した。

D. 考察

- 自記式質問紙における ASD 群と定型発達群の差の検定で有意差のなかった、もしくは定型発達群の得点が有意に高かった項目において、 α 係数がマイナスまたは.02 未満であった項目は、「Q3 新しいことに挑戦するのが好きだ[逆転項目*]」、「Q5 立ち直りが早い、または切り替えが早いと言われる」、「Q18 一人で過ごすのは苦にならない」、「Q22 人から自分がどう思われるのか、気になる[逆転項目*]」、「Q38 恥ずかしいと思うことはあまりない」、「Q40 占いや迷信、シンクスなどを信じている」、「Q46 人の意見に左右されにくい」であり、これらの項目のうち、ASD 群と保護者群で有意な評価差のあった項目は Q3 と Q5 であった。

他記式質問紙では、ASD 保護者群と定型発達他記式群の差の検定で有意差のなかった項目において、 α 係数がマイナスまたは.02 未満の項目はなかった。上記の差の検定で、*t* 値がマイナスの値を示す項目もなかった。

- 内的整合性の検討の検定において、その他領域は自記式、他記式ともに尺度のあてはまりが特によいとは言えない結果であった。理由としては、項目数の少なさや 1 つの尺度に異なる 2 つの概念を投入したことなど上げられ、この領域について再検討する必要がある。
- 当初の予想通り、自記式よりも他記式の方が分析の結果はよかつた。自記式については、両群で差のなかった項目や α 係数の低かった項目について表現や内容を修正する必要がある。ASD 者の自己認知は不安の強さなどの自身の感情や人から言われた評価、分かりやすい自身の行動については、尺度のあてはまりもよかつた。
- ASD 群と ASD 保護者群で評価差のあった質問項目は 13 項目であった。そのうち、自記式については Q3,Q8 を、他記式については Q20, Q26 の質問内容の統一性を再検討する必要があるかもしれない。
- なお、本研究要旨からは少し外れるが、Q24において ASD 群の不安の強さの得点は保護者群よりも有意に高く、保護者や配偶者が評価する以上に不安が強いことが示されたことは過去の研究(Philippa M, et al)と一致する結果であった。
- 今後は、ASD 者が自己評価しやすいように表現や内容を変更し改定版を作成し、サンプル数を増やして再検討を行う予定である。

E. 結論

青年・成人期の自閉スペクトラム症(以下 ASD)の簡便な自己評価(自記式)と他者評価(他記式)のスクリーニングツールを開発する目的で「行動特性に関する質問紙」を作成し、青年・成人期の ASD 者と彼らの保護者もしくは配偶者、定型発達の青年・成人を対象に予備調査を行い、妥当性と信頼性(内的整合性)の検討を行った。

基準関連妥当性については、ASD 者と対照群である定型発達者に Autism Quotient 日本語版(AQ-J)と Adult ADHD Self Report Scale ; ASRS -v1.1 (ASRS) を実施し、行動特性に関する自記式質問紙の ASD 特性と ADHD 特性との相関をそ

それぞれ検討したところ、両者ともに正の相関が認められた。内的整合性の検討の結果、他記式質問紙の α 係数は十分な値を示した。自記式質問紙では当てはまりのよくない項目を削除して検討したところ、質問紙のASD領域の α 係数は.80以上を示した。

今後はサンプル数を増やして「行動特性に関する質問紙」を完成させる予定である。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

<文献>

- 1) 日本精神神経学会(監修), 高橋三郎, 大野裕ら. DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル. 2015. 医学書院
- 2) 日本精神神経学会(監修), 高橋三郎, 大野裕ら. DSM-5精神疾患の分類と診断の手引. 2014. 医学書院
- 3) American Psychiatric Association (2013a). Desk reference to the Diagnostic Criteria from DSM-5™. Washington, DC, London, England: American Psychiatric Publishing.
- 4) American Psychiatric Association (2013b). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders Fifth edition DSM-5™. Washington, DC, London, England: American Psychiatric Publishing.
- 5) 若林明雄, 東條吉邦, S.B-Cohen, S. Wheelwright. 自閉症スペクトラム指數(AQ)日本語版の標準化-高機能臨床群と健常成人による検討-. 心理学研究. 2004; vol.75(1) 78-84.
- 6) Sizoo BB., van den Brink W, et al. Using the Autism-spectrum quotient to discriminate Autism Spectrum Disorder from ADHD in adult patients with and without comorbid Substance Use Disorder. J Autism Dev Disord. 2009 Sep; 39(9):1291-7.
- 7) Sizoo BB., Horwitz EH, et al. Predictive validity of self-report questionnaires in the assessment of autism spectrum disorders in adults. J Autism Dev Disord. Autism. 2015 Oct; 19(7):842-9.
- 8) M. Posseruda, M. Hysinget, al. Autism traits: The importance of "co-morbid" problems for impairment and contact with services. Data from the Bergen Child Study. Res Dev Disabil. 2016 Jan 27.
- 9) Philippa M, Patricia H, Michael R et al. Self and informant reports of mental health difficulties among adults with autism findings from a long-term follow-up study. Autism. 2015. Vol. 19(7) 832-841.

添付資料 別添:1

(表 2) 参加者の内訳と AQ,ASRS,行動特性質問紙の平均値、SD、範囲

N(M:F)	年齢	AQ	ASRS(6項目)	Total	行動特性に関する質問紙				
					対人コミュ ニケーション	限局的反復 的な行動・ 興味・活動	その他	不注意	多動衝動性
ASD 群[自記]	21(16:5)								
M	26.38	29.89	18.90	137.81	45.81	53.62	11.95	15.33	11.10
SD	8.07	10.37	4.90	24.67	9.45	9.29	2.48	2.74	3.40
Range	16-44	11-46	8-28	103-190	30-68	40-71	8-16	10-20	6-16
ASD 群の保護者[他記]	31(2:29)								
M				127.48	45.97	47.29	11.26	13.71	9.26
SD				24.59	9.70	10.37	2.41	3.59	2.78
Range				87-188	31-68	28-69	6-15	8-20	4-16
定型発達群[自記]	82(23:59)								
M	42.74	15.32	14.11	109.07	36.83	42.17	9.60	11.51	8.94
SD	5.86	6.43	3.14	13.89	5.50	6.41	2.28	2.44	1.80
Range	35-51	2-33	8-21	70-143	24-53	26-60	5-16	5-19	5-13
定型発達群[他記]	134(42:92)								
M	39.32	17.78	14.89	97.82	34.04	35.82	9.14	11.16	7.73
SD	11.98	7.43	3.23	20.15	8.66	7.62	2.42	2.64	2.42
Range	19-64	3-39	7-25	53-175	18-67	18-62	4-16	5-17	4-16

(表 12) ASD 群とその保護者群: 平均値、SD、範囲

N(M:F)	年齢	Total	行動特性に関する質問紙				
			対人コミュ ニケーション	限局的反復 的な行動・ 興味・活動	その他	不注意	多動衝動性
ASD 群	15(12:3)						
M	25.40	136.13	45.20	52.60	11.93	15.33	11.07
SD	7.16	22.28	8.30	8.30	2.52	2.92	3.49
Range	17-44	103-177	30-62	41-67	8-16	10-20	6-16
保護者群	15(1:14)						
M	122.67	44.27	46.13	10.67	13.13	8.47	
SD	22.41	8.68	9.76	2.58	3.23	2.23	
Range	87-168	31-59	34-65	6-15	9-19	4-13	

添付資料〔別添:2〕

(表6) 行動特性質問紙の質問項目

(各質問項目の上段は、ASD群 vs 定型発達群、下段はASD保護者群 vs 定型発達他記式群)

項目	[上段:自記式質問紙] [下段:他記式質問紙]	Mean(SD)		<i>t</i>	<i>p</i> -value	<i>df</i>
		[上] ASD群 [下] 保護者群	定型:自己評価 定型:他者評価			
Q1	他の人の考えに興味がもてない 他の人の考えに興味を示さない	2.70 (.66) 2.73 (.69)	176 (.65) 2.02 (.74)	5.63 4.85	.000** .000**	112 176
Q2	細かい作業が苦手だ 手先が不器用	2.67 (1.06) 2.65 (.88)	2.15 (.85) 2.15 (.84)	2.08 2.96	.047* .004**	26.06 177
Q3	新しいことに挑戦するのが好きだ[逆転項目*] 新しいことをするのを嫌がる	2.52 (.857) 2.97 (.88)	2.18 (.78) 2.14 (.79)	1.79 5.25	.076 .000**	113 177
Q4	写真を撮るときに、自然な笑顔ができない 表情が不自然	2.76 (1.14) 2.33 (.80)	2.33 (.75) 1.68 (.64)	1.66 4.86	.109 .000**	24.07 176
Q5	立ち直りが早い、または切り替えが早いと言われる 余韻なく気分や態度が変わりやすい	1.76 (.89) 2.31 (1.00)	2.52 (.83) 2.07 (.75)	-3.76 1.20	.000** .237	113 34.34
Q6	誰にでも同じような言葉づかいをする。例えば、誰にでも敬語だったり、タメ口だったりなど 初対面なのに馴れ馴れしい態度や言葉遣いをする(相手との距離感が近すぎる)	2.05 (1.07) 1.74 (.93)	1.64 (.69) 1.62 (.80)	1.68 .74	.107 .462	23.78 177
Q7	大事なものをなくしたり、重要な約束を忘れる 大事なものをなくしたり、重要な約束を忘れる	2.67 (1.06) 2.48 (1.06)	1.99 (.73) 2.16 (.71)	2.78 1.65	.010* .108	24.31 35.79
Q8	人と雑談するのは楽しい[逆転項目*] 会話のやりとりがずれたり、成立しにくい	2.24 (.94) 2.90 (.80)	2.03 (.80) 1.92 (.78)	1.04 6.26	.302 .000**	113 176
Q9	声が大きすぎる、または小さすぎると言われる 声が甲高かったり低すぎたり、抑揚がなかったり、または声量が大きすぎたり小さすぎたりする	3.00 (1.14) 2.52 (.93)	2.27 (.89) 1.78 (.76)	3.23 4.72	.002** .000**	113 177
Q10	自分の好きな話を人に話したくてたまらない 相手の話を聞かず、一方的に話をする	2.76 (1.04) 2.39 (1.02)	2.34 (.87) 1.77 (.76)	1.93 3.18	.057 .003**	113 37.18
Q11	予定が変更されると、イライラしたり、辛くなる 予定の変更を嫌がったり、辛そうにする	3.10 (.94) 2.77 (.82)	2.38 (.76) 2.04 (.82)	3.70 4.45	.000** .000**	113 176
Q12	特定のことについて調べるのが好きだ 能力にデコボコがある。特定のことについては非常に物知りなのに、常識的なことを知らないなど	3.43 (.60) 3.16 (.90)	2.64 (.81) 2.09 (.80)	4.20 6.65	.000** .000**	113 177
Q13	注意されたり怒られた時に、納得できないことが多い 相手の反応を気にせず、傷つくことや怒ることを言う	3.10 (.89) 2.35 (.92)	2.35 (.65) 1.92 (.74)	4.41 2.49	.000** .017*	113 38.70
Q14	整理整頓は苦手だ 整理整頓ができない	3.00 (.84) 2.90 (.87)	2.46 (.91) 2.32 (.88)	2.50 3.33	.014* .001**	113 177
Q15	周りが笑っていてもなぜ面白いのか分からない、または話しのオチが分からない 冗談を真に受ける、または、嫌みや皮肉がわからぬ	2.62 (1.02) 2.94 (.73)	1.77 (.66) 2.01 (.72)	3.65 6.48	.001** .000**	23.88 177
Q16	視点が独特だとユニークだと言われる 全体よりも、重要でない部分に注目しやすい	2.95 (.86) 3.03 (.81)	2.36 (.95) 2.08 (.77)	2.62 6.13	.010* .000**	113 176
Q17	勉強や仕事、家事などは、時間内に終らないことが多い 勉強や仕事、家事などの要領が悪い	3.05 (.86) 3.10 (.83)	2.31 (.75) 2.26 (.79)	3.98 5.27	.000** .000**	113 177
Q18	人で過ごすのは苦にならない 同年代の親しい友人が少ない、または、パートナーがいないなど、親密な対人交流が長続きしない	3.24 (.89) 3.13 (.99)	3.19 (.79) 1.84 (.79)	.72 6.78	.473 .000**	113 38.34

Q19	学業や仕事、家事などで不注意によるミスが多い	3.24 (.89)	2.33 (.65)	4.43	.000**
	仕事や学業、家事などで不注意によるミスが多い	2.84 (.93)	2.22 (.70)	3.51	.001**
Q20	周りの人や物事が自分の思い通りに動かないと、不 愉快だ	2.95 (.86)	2.34 (.68)	3.54	.001**
	場を仕切りたがる	1.74 (1.06)	1.76 (.77)	.18	.862
Q21	目についたものが気になって、やるべきことが手に つかない	2.90 (1.14)	2.14 (.67)	2.98	.007**
	目についたものを唐突に始める	2.23 (.88)	1.97 (.80)	1.62	.107
Q22	人から自分がどう思われるのか、気になる [逆転項 目*]	1.86 (.96)	2.23 (.72)	-1.69	.104
	人目を気にしない言動がある	2.43 (.97)	1.84 (.80)	3.58	.000**
Q23	思いついたら、直ぐに行動したい	3.10 (.89)	2.90 (.66)	.93	.362
	考える前に行動してしまう	2.42 (.85)	2.01 (.75)	2.72	.007**
Q24	不安になりやすい	3.57 (.60)	2.67 (.78)	4.97	.000**
	不安になりやすい	3.03 (.84)	2.49 (.90)	3.11	.002**
	服装を注意されることがよくある	2.48 (1.03)	1.60 (.71)	3.72	.001**
Q25	身だしなみに無頓着、または場に合わない服装を する 例:季節や状況にあわない服を着るなど	2.61 (.80)	1.66 (.70)	6.77	.000**
	最後までやり遂げるには、大変な努力が必要だ	3.38 (.80)	2.43 (.85)	4.71	.000**
Q26	今やっていることをやり遂げないうちに別のことを始 める	2.47 (.78)	2.20 (.71)	1.88	.061
	相手が何を言いたいのか分からないことが多い	3.19 (.87)	1.96 (.64)	6.12	.000**
Q27	相手の言うことを誤解しやすい	2.80 (.89)	2.12 (.65)	3.98	.000**
	よく世話をやかれる	2.95 (.92)	1.87 (.82)	5.34	.000**
Q28	他の人から気を遣ってもらっても、気づかない	2.68 (.70)	1.99 (.72)	4.81	.000**
	そわそわして落ち着かない感じがする	2.76 (1.09)	1.91 (.71)	3.40	.002**
Q29	落ち着きがない	2.39 (.88)	1.87 (.81)	3.17	.002**
	悪口を言われたり、意地悪をされたりする	2.33 (1.15)	1.73 (.67)	2.29	.031*
Q30	悪口を言われた、または意地悪をされたなどの被害 的な訴えがある	2.32 (.91)	1.85 (.74)	2.71	.010*
	運動や球技が苦手だ	2.52 (1.21)	2.36 (1.16)	.57	.567
Q31	運動や球技が苦手である	2.97 (.91)	2.24 (.94)	3.95	.000**
	四文字熟語やことわざを使うのが得意だ	2.33 (1.06)	2.06 (.83)	1.09	.286
Q32	言葉遣いが不自然だったり、難しい言葉をつかう。 または、ことわざや決まり文句を使うことが多い	2.55 (.93)	1.75 (.78)	5.01	.000**
	数人のグループでは居心地が悪いことが多い	2.76 (1.04)	2.10 (.75)	2.77	.010*
Q33	集団から浮きやすい、または場に馴染みにくい	3.07 (.79)	2.01 (.74)	7.06	.000**
	音や臭い、痛みや味覚などに敏感だ	3.43 (.75)	2.40 (.93)	4.71	.000**
Q34	音や臭い、痛みや感触、味覚などに敏感	2.93 (1.05)	2.16 (.79)	3.85	.000**
	同じ話を何度もしてしまう	3.00 (1.05)	2.03 (.71)	4.03	.000**
Q35	同じことを何度も言ったり、同じ話題を繰り返す	2.58 (.96)	1.93 (.71)	3.60	.001**
	周りの人から天然とか不思議ちゃんとか、地雷を踏 むとか言われる	2.62 (1.28)	1.78 (.87)	2.86	.008**
Q36	立ち居振る舞いが風変わり	2.61 (.72)	1.78 (.74)	5.69	.000**
	几帳面だと思う	3.00 (.84)	2.49 (.84)	2.52	.013*
Q37	几帳面すぎる	2.03 (.71)	1.89 (.65)	1.08	.283
	恥ずかしいと思うことはあまりない	1.76 (.94)	2.03 (.75)	-1.41	.160
Q38	羞恥心が乏しい	2.10 (.75)	1.70 (.68)	2.90	.004**
	空気を読まないと言われる	2.52 (1.12)	1.74 (.65)	3.06	.005**
Q39	空気を読まない	2.87 (.72)	1.89 (.76)	6.60	.000**
	占いや迷信、ジンクスなどを信じている	2.14 (1.11)	2.04 (.80)	.48	.632
Q40	迷信深い、または、自分なりの決め事があるなどの	2.55 (.89)	1.96 (.85)	3.49	.001**
					177

強いこだわりがある						
Q41 気分が落ち込みやすい	3.19 (.81)	2.41 (.75)	4.20	.000**	113	
Q41 気分が落ち込みやすい	2.61 (.92)	2.26 (.85)	2.05	.042*	177	
人への気遣いは苦手だ	3.00 (.84)	2.16 (.72)	4.68	.000**	113	
Q42 相手に気を遣わない、または、気の使い方が不器用	2.71 (.74)	2.07 (.77)	4.23	.000**	177	
Q43 人が話し終わるまで待てない	2.33 (1.24)	1.98 (.67)	1.27	.217	22.70	
Q43 人の会話に割り込む	2.23 (.88)	1.86 (.77)	2.37	.019*	177	
Q44 凝り性である	3.14 (.79)	2.40 (.90)	2.48	.001**	113	
Q44 「オタク」っぽい	2.58 (1.06)	1.83 (.82)	3.72	.001**	37.90	
Q45 会話の際に、よそごとを考えてしまう	2.95 (.92)	2.40 (.78)	2.84	.005**	112	
Q45 会話の際に、上の空になる	2.58 (.85)	1.96 (.76)	4.08	.000**	177	
Q46 人の意見に左右されにくい	2.57 (1.03)	2.62 (.72)	-22	.827	24.62	
Q46 思い込みが激しい	2.90 (.76)	2.16 (.81)	4.60	.000**	176	
Q47 特定のことに熱中しやすい	3.57 (.51)	2.66 (.83)	6.54	.000**	47.54	
Q47 特定の物事や人物に対して、強い興味や執着をもつ	2.67 (.99)	2.10 (.87)	3.16	.002**	176	
Q48 行動が止まったり、素早く動けなくなるときがある	3.38 (.80)	1.89 (.79)	7.80	.000**	112	
Q48 行動が固まる、または、とてもゆっくりになることがある	2.61 (.92)	177 (.74)	4.56	.000**	38.57	
Q49 人に合わせるよりも、自分のペースを守りたい	3.38 (.80)	2.68 (.82)	3.55	.001**	112	
Q49 マイペースに行動する	3.19 (.65)	2.60 (.80)	4.40	.000**	50.58	

*逆転項目は処理済みの得点を記載

別添3:表 15

項目		
自記式：ASD 群		
Q1	<ul style="list-style-type: none"> そもそも人がどう考えているか分からない 自分が正しいと思うから、人のことをさぐるのは失礼だと思うから。 	<ul style="list-style-type: none"> その考えがあると思えない 自分が気にしないことを他人が気にするとびっくりしたりする。
Q2	<ul style="list-style-type: none"> イライラする。やり直すのが嫌い。難しくてできない。説明がほしい。 複数のことを覚えるのが難しいため 	<ul style="list-style-type: none"> 魚の骨がとれない ひも結びがしっかりできない
Q3	<ul style="list-style-type: none"> (挑戦)に疑問を持つ事がある 自分が興味を持った分野のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 怖いのだろうかと、相手の人に不安を感じる。今までのやり方を継続するのが好き 嫌がるというより分からないからパニックになって指示が入らない
Q4	<ul style="list-style-type: none"> 自分の顔を鏡で見れない。笑顔の仕方が分からない。 写真は好きなので即できる 	<ul style="list-style-type: none"> 写真の表情がいまいち。視点が合わない。 ここに気持ちが無いように見える、能面のような時ある
Q5	<ul style="list-style-type: none"> けんかした相手にびっくりされる。「え、早くない?」と言われる 一度落ち込むと立ち直れなくなることもある 	<ul style="list-style-type: none"> フラッシュバックして怒りがわく 疲れたときは過去の関係のない出来事を繰り返し話す
Q6	<ul style="list-style-type: none"> 同年代であっても、どのあたりで距離を近づけたらよいか、敬語をやめたらいいか分からない 年下でも敬語で話す。年下と同級生苦手。 	<ul style="list-style-type: none"> 場面に合わない言葉使い 大人になれない顔を近づけて話す
Q7	<ul style="list-style-type: none"> 物忘れが激しい なくす、探す多い 他のことに気をとられる 	<ul style="list-style-type: none"> カレンダーに記入していく忘れる いつも自分の欲求を最優先しているので、すぐ忘れる ルールを守れない。約束を守るための準備ができない
Q8	<ul style="list-style-type: none"> 気力不足 自分のことを一方的に話すのは大好き ふざけ合ったりするのが楽しい 	<ul style="list-style-type: none"> こだわりが強く人についていけない 言葉を話すが全く違う意味で理解している 会話の核の部分が分からなくて適当な返事をするときがある。 会話に入るタイミングを見計らっているようだがうまく入れない
Q9	<ul style="list-style-type: none"> 小さすぎて友人と会話が成り立たないことがよくある うるさい声がひびくなど いつも独り言が外に響くと注意される 	<ul style="list-style-type: none"> 家族が寝ていても大きい声で話す 滑舌が悪い 叱られた時は特に抑揚なくなる。興奮している時は言葉が出てこず
Q10	<ul style="list-style-type: none"> ラインで話題にする。TVetc ゲーム、漫画の話を人にしたくてたまらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の意見を強く述べる 自分の話に夢中になる
Q11	<ul style="list-style-type: none"> 辛くなる。約束キャンセル。 その気分でいたのに急にキャンセルをされたりすると腹が立つ 雨が降ったりしたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 急には変更できないと本人が言う。困ってしまって動けない 聞いていないと言って、床や壁を叩く 段取りの途中や2個以上の物にはパニックおこすような声をあげて嫌がる 予定の変更に納得がいかないヒソツソツし、指示が入らなくなる、独り言が増えたり
Q12	<ul style="list-style-type: none"> 検索する事が好き 自分の趣味について ネット検索が好き 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉はよく知っているが、実際の意味は分かっていない(辞書を読むのが好き) 地理、宗教などに詳しいがはがきの書き方を知らなかった 小学生でも知っているんだろうと思われるような生活の中でのさまざまなことを知らない
Q13	<ul style="list-style-type: none"> 怒っている理由をおしあげない 逆に相手が一步おいて自分の方が悪かったのではないかと考えてほいくらい 自分と他人の価値観がよく食い違う 	<ul style="list-style-type: none"> わざとかと思う程ちやかす言葉をまわりも大変な時にいう 叱られたときに「どうか、自分が悪いのか」と強く言ってしまい、かえって相手を怒らせたりする。
Q14	<ul style="list-style-type: none"> 自分の部屋は割と綺麗 物が見つからない。部屋が片付けられない 	<ul style="list-style-type: none"> 部屋が散らかっていたり、汚れていても気にしない。衛生面に鈍感 片づけ始めると、とことん片づける。
Q15	<ul style="list-style-type: none"> 聞いてしまうことがある、コント、オチ イライラする。「どういう意味?」って聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉での皮肉は分からぬが、雰囲気を感じる事はできる お前の目はふしあなかと言われたら、すごく怒った
Q16	<ul style="list-style-type: none"> 例えなどが独特などと言われる 想像力について言われる 	<ul style="list-style-type: none"> 目にとまつたものに執着してしまう 話の途中で特に数字にこだわる
Q17	<ul style="list-style-type: none"> やることが決まっていればやりやすい 終わらなくて困っている、というかしてない。 どこかしらでミスをしてしまうことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 考えてしようがない。面倒がる。段取りが難しい 勉強に限ると、学ぶ範囲が広いと、何が要点なのか分からなくなる。 どこまできちんとやればいいか分からず、うまく切り上げることが苦手
Q18	<ul style="list-style-type: none"> 空想していると何時間でも過ぎてしまう 1人になりたいと思う。 落ち着くうえ、探索が楽しい 	<ul style="list-style-type: none"> 上級生や上の大人はいいが、同年代は少ない。嫌がられる。 人よりも物に興味がある 本人からも友達いない発言、同年代の人は敵だと言っている 同級生あまり関わろうとしなかった。ひとりでいるほうが落ち着く。雑談しない。
Q19	<ul style="list-style-type: none"> 怒られてもまた繰り返してしまう 日常ケアレスが多い よけいな仕事が増えて辛い 	<ul style="list-style-type: none"> 集中力が続かない 皿を落とす、こぼす、ミスが大変多い 怪我している人にぶつかる。妹たちを危ない目にあわせるのを繰り返す
Q20	<ul style="list-style-type: none"> 母からはあなたは人が思い通りに動くと思っていると言われる 反対意見が許せなかつたことがある 私のいうことを聞けばすぐ終わって皆だって楽なのに。 100%思い通りになつて当然のように思えてしまうこともある 	<ul style="list-style-type: none"> 口をはさまなくともいい場面で 野球チームで体験の友達や入部したての友達に指示したがる 指示待ちの姿勢が多い。
Q21	<ul style="list-style-type: none"> 本などは布でかくしている ラインの通知が来るととまらなくなることがたまにある 	<ul style="list-style-type: none"> 夜11時に大掃除 TVは特に…片付けても目の前にあるものすぐ遊ぶ、忘れることが多い
Q22	<ul style="list-style-type: none"> 自信が持てない 新しい環境になると特に考えてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 電車では混でいても空席につき進んでいく 全裸で外出
Q23	<ul style="list-style-type: none"> 忘れてしまうから やりたいことはトコトンやるほう 	<ul style="list-style-type: none"> 時間や都合を無視して始める 直感で動く事が多い、本人もおさえられないと話す
Q24	<ul style="list-style-type: none"> 病気・災害・戦争・対人関係 etc 楽しいお出かけでも、もし車の中でお腹が痛くなったらどうしようと不安になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ひとつ気になると眠れなくなる。泣き出すことも。 考えすぎる傾向あり。旅行や遠出、行く行かない、緊張する。 見通しが立たないと不安になる
Q25	<ul style="list-style-type: none"> 主に体温調整に関して 黒白、モノトーンばかりと言われる 背中がめくれてるよ、くつひもほどけてるよ。 	<ul style="list-style-type: none"> 襟がはさまつたまま、前後逆、表裏逆、気がつかない。 1年のうち10ヶ月は半袖 ジャケット(ブレザー)の上からYシャツを着ようとしていた。
Q26	<ul style="list-style-type: none"> 勉強には努力を惜しまない 努力が必要、家事 	<ul style="list-style-type: none"> PCの途中で絵を描き始めて全部やりっぱなし 散らかしっぱなしで出かける

	・辛いからあまりしない	・集中力の持続が困難
Q27	・曖昧な表現がわからない ・不思議そうにされる ・結論を言って欲しい ・急に言われたときなど	・言葉の上面だけをとり「こういう意味かと思った」等、後から良いわけする。 ・気になる言葉だけが頭に残り、怒り出したり不安定になる ・言葉の裏が読めない ・早とちりが多い(最後まで聞いていない)
Q28	・世話をされないと暮らせない ・親しい相手が世話役のようにしてくれることがよくある ・裏で動いてくれたりする場面がある ・一人でできることは少ない	・見ていないのか?と思う程 ・ありがとうや本人に伝えても「はあ」ですますことが多い。同じ状況を繰り返しても入らない ・自分の仕事(家事)をやってもらっても、それが好意からだと分からない
Q29	・やりたいことができないとき ・エレベーターの中はそわそわ手をバタバタする ・待ち時間が永遠に続く感じがある	・いつも体の一部が動いている ・バタバタ手を動かしながら話始めたり「落ち着け」ということが多い ・洗濯物をたたみながら歩き回る
Q30	・あからさまにからかわれていると感じ、時に激怒することがある ・自分の悪口を言われるのかなと思う。電車で笑っている人。 ・小中高とあったが今ではない	・自分に言われたのか理解が難しいので聞こえただけで不安定になる ・被害妄想がある ・調子が悪い時は特に悪口を言われた気がすると言うことが多い
Q31	・集団競技が理解できない ・卓球等の物を目で追うのは簡単だが物を投げるのが苦手	・走ることは好きだが、球技は苦手 ・全般的に運動が苦手
Q32	・名言は覚えやすい ・とっさにでてこない。目に入る家のあらゆる場所に貼っている ・突然大きな声でひと言言いたくなる。叫びたくなる。	・言葉遊びが空き ・年少の頃から意味がわからず使っていることも多い ・難しい言い回しをして、平易で自然な言い方を教えることがあった
Q33	・好きな人なら大丈夫。人が多くなるほど苦手 ・知人程度の多人数は苦痛 ・遠慮し合うのがきつい。会話の輪に入れないので	・浮きやすい、集団を理解するのが難しい ・人に興味が少ない ・知らない人の集団に入った時、自分から話しかけることは難しく、会話が続かない。
Q34	・人の話し声・突然の大声。カフェインで気分が高まりやすい。 ・痛み、臭い、音が気になるが味が分からない。 ・音、視覚、触覚がとても敏感、偏食が多い	・人の手をさすったり、肩を握ったりすると落ち着くという。味覚も敏感。味にうるさい。 ・少し出血しただけでさわぐ ・敏感と鈍感部分がある
Q35	・「前に聞いた」とよく言われる ・家族に言われる ・ちゃんと聞いてる?かの確認をしたい。	・昔の嫌な思い出など ・しつこい。下手なジョークで周りがうけなくとも何回も言う。 ・スイッチが入ると止まりません
Q36	・マイペース・天然とよく言われる ・意識して気を付けてい割に多い ・笑わせるのが好き	・過剰な程へりくだった態度をとる(他人に対し) ・盲人用点字ブロックの上をなぞって歩く ・突然人混みで走り出す、飛び跳ねたりする
Q37	・予定が変わったり、物の位置が変わったりするとストレスになる ・自称だけど実際は抜けている ・自分では分からぬいが、他人からはよくそう言われる	・少し完璧主義である ・職場実習で、そうじが丁寧すぎると注意された。手抜きの仕方が分からない。 ・ていねいすぎて時間がかかる
Q38	・常に自分がなく、評価を気にしている ・よくはずかしい思いする。勘違い多い。 ・一緒にいる夫から恥ずかしいからやめてと注意される	・初対面の人にはないが、親しい友人、大学の仲間内ではやりたい放題である ・羞恥心が働くことと働かないことと差が激しい ・変な服装をしても気にしない
Q39	・意識しても難しい ・本当によく言われる。けどなぜか自分でも分からぬい。	・集団で会話中に突然違う話題をする ・皆がくつろいでいるときもひとり動き回ることがある
Q40	・占いは全く信じていないが、おまもりなどは少し信じている ・自分ではどうしたらしいか分からぬいので占い、ジンクスを凄く信じている	・自分の世界観があり、くずせない、変えられない。 ・今朝も同じメニューです。お風呂も一番と決まっている ・朝晩祈る、神様を信じていて、〇月から変わるって神様が言っていたという事がある
Q41	・気分の浮き沈み激しい ・自分の考えが通じなかった時 ・よく落ち込み直ぐ立ち直るの繰り返し	・些細な事でも本人には大切 ・外から見て分かりにくい。 ・失敗するとひきずりやすい
Q42	・表面的にはできるが心を読むのは難しい ・しているつもり。できない。クタクタになる。 ・頭では考えてても体がいうことをきかない ・悪気はないけど人を怒らせてしまうことがよくある	・バスの席など、座ろうとしている人に席をつめることをしない。混雑しても割に入り席を探す。 ・相手の気持ちがある事をイメージできない。分かっていない。 ・相手の立場に立って考えられない ・気を遣う所が違い、かえって迷惑となる事がある
Q43	・親しい相手だとそうなりやすい ・ウズウズする ・「え、ちょっと待って」ってなるし、言う	・幼少の頃からひどかった。現在は多少になったが、その傾向はある。 ・場の空気が読めない ・割り込んででも、自分の思いを優先する
Q44	・一度はまるとここんはまる ・集めるなら徹底的にコレクション	・人間が苦手 ・興味のある事をつきつめる、図鑑、数関係、鉄道
Q45	・興味のない話だとそうなりやすい ・人の話を聞きながら他の事を考えている	・我が家では会話の家出と言っています。一日に何度も上の空です ・話を質問しても、「えーと」といい、しばらくしてハッと我に返る
Q46	・人の話をうのみにいしやすい ・人の意見に「なんで?」と問い合わせる ・複数人に同意を求められるとことわりにくいため	・自分の世界観で、社会通念に対して特別な感想を述べたりする。 ・30 分位激しい怒りになります ・断定的に言い切ることが多い。 ・話をしているときに勝手な思い込みで話がかみ合わなくなることがある
Q47	・「もう少し」と言って時間を延長する ・それしか頭がいっぱい	・強すぎて次の行動をするのに時間がかかる。切り替えが難しい。 ・宗教などに興味がある
Q48	・同世代の人より疲れやすいと思う ・人からうるさく言われた時 ・急な反応を求められたとき	・無反応のように見える時が時々 ・声掛け必要。持ち物点検。外出するのに何度も確認。すべてがとてもゆっくり ・洗面所で裸のまま何十分もいる。
Q49	・他人や社会に強制されたり、一般〇〇を押しつけられるのが大嫌い ・私には皆が私に合わせてくれる才能があるそうです(友達談) ・学校などといった集団生活は苦手だ	・ふさわしい時間ではない事を思いついた時に行動する。 ・自分を動かす事に精一杯 ・自分の予定に人を合わせさせる ・直感で動くから ・単独で自分のペースで動くことを好む

平成27年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業（精神神経分野）
青年期・成人期発達障がいの対応困難ケースへの危機介入と治療・支援に関する研究
分担研究報告書

触法性発達障害者の刑事法的対応に関する比較法的研究（ドイツ）

研究分担者 太田 達也（慶應義塾大学法学部）

研究協力者 堀江 まゆみ（白梅学園大学子ども学部）

堀田 晶子（帝京大学法学部）

オステン・フィリップ（慶應義塾大学法学部）

久保田 隆（慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程／ケルン大学博士課程）

研究要旨

犯罪又は触法行為を行った発達障害者に対する刑事処分や矯正施設における処遇の在り方を模索することを目的とし、司法精神医学の進んだドイツにおける刑罰（自由刑）と処分の内容及びその執行に関する基礎的な調査を行った上で、現地の関連施設（刑務所、社会治療施設、矯正医療病院、司法精神病院、検察庁）を訪問し、聞き取り調査を行った。

その結果、ドイツの矯正施設では、今までのところ発達障害の被収容者に対する特別な処遇プログラム等は作成されていないことがわかった。とはいっても、近年、とりわけ社会治療に対する期待が高まっており、自由刑だけでなく保安監置を言い渡された者に対しても、この社会治療処遇を行う法的枠組みが整えられている。特に保安監置は、近年の法改正により、その目的が単なる隔離から治療へとシフトしており、刑事司法制度における社会治療の意義は今後ますます高まるものと予想される。社会治療施設ないし社会治療区画は、現在、主に人格障害者を対象としているが、施設数や収容者数は増加の一途を辿っており、将来その中に発達障害者が含まれてくる可能性は大いにあるといえよう。

このように、ドイツでは治療的観点から犯罪者の処遇を行う刑事司法の枠組みが整っており、司法精神病院、社会治療施設（又は社会治療区画）、矯正医療病院など、触法行為を行った精神障害者に対して治療及び処遇を行う受け皿が我が国に比べて充実している。

一方、ドイツには、比較的軽微な犯罪を行った被疑者に対して社会技能訓練など一定の遵守事項を設定し、その履行を条件として起訴を猶予する遵守事項付起訴猶予の制度があり、比較的軽微な犯罪を行った発達障害者に一定の処遇や支援を促す仕組みとして活用することが考えられる。

我が国においても、矯正施設における発達障害者を対象とした治療的処遇を整備するとともに、触法性発達障害者を起訴猶予後や釈放後に福祉や医療に繋げるための法的枠組みを設けるべきである。そのためには、その前提となる発達障害の診断基準を確立するとともに、矯正施設や検察庁に発達障害の診断や処遇に詳しい人材を配置した専門の部署を設け、或いは専門機関との連携を図ることが求められる。

A. 研究目的

我が国では、発達障害者が犯罪行為を行った場合、責任能力が認定され、有罪となるのが一般的である。仮にその者が自由刑の実刑を言い渡され

た場合、通常の刑事施設に収容されることになり、そこで発達障害に特化したような特別の処遇を受けることはない。未だ発達障害者に対する理解が十分でない我が国においては、一般社会のみなら

ず刑事司法制度においても、彼らに対する適切な対応が為されているとは言いがたい。それでは、発達障害者の社会復帰や更生に支障が生じかねず、再犯に結び付くおそれもある。犯罪の多様化・複雑化が指摘されている今日の刑事司法において、こうした障害を持つ行為者に対する適切な処分や処遇の在り方を検討することは急務であり、それはまた、行為者の社会復帰を促進し、市民の安全な社会生活を確保しようとする刑事司法制度の目的にも資するものである。

本研究は、こうした問題意識の下、ドイツにおける触法性発達障害者の刑事処分や刑事関連施設での処遇を比較法的見地から調査し、以て我が国における刑事司法制度の在り方を検討しようとするものである。

B. 研究方法

1. 調査対象と方法

平成27年度は、ドイツの自由刑及び処分の内容並びにその執行に関する一般的な情報収集を行った後、同国において触法性の発達障害者を収容している可能性のある刑務所、社会治療施設、矯正医療病院、司法精神病院を訪問し、施設見学を行うとともに、処遇担当の職員や医師等から聞き取り調査を行った。また、軽微な犯罪を行った発達障害者に対する訴追の在り方を調査するため、検察庁を訪問し、聞き取り調査を実施した。

以下は、今回の調査対象となった施設および調査実施日である。

① ケルン刑務所

2015年8月11日

② ケルン検察庁

2015年8月12日

③ ケルン大学精神病院（司法精神科）

2015年8月12日

④ ノルトラインヴェストファーレン州矯正医療病院

2015年8月13日

⑤ ゲルゼンキルヘン社会治療施設

2015年8月14日

2. 倫理面への配慮

事前に主務官庁（司法省・検察庁）から許可を得た上で、各施設の訪問と聞き取り調査を実施した。また、実際の調査に際しては、受刑者や収容少年の個人を特定する情報には一切触れない形で質問を行うなど徹底した配慮を行った。

C. 研究結果

1. ドイツの刑事司法制度

（1）ドイツにおける自由刑と社会治療処遇

刑事制裁の手段として、ドイツでは刑罰（Strafe）と処分（Maßregeln der Besserung und Sicherung）の二元主義を採用している。刑罰は、行為者の責任を前提として言い渡される制裁であり、行為者の責任の程度に応じて、その重さは異なる。

ドイツにおける刑罰の中心は、自由刑と罰金刑である。自由刑には無期と有期の二種類がある。死刑は廃止されているため（基本法102条），現在ドイツにおける最も重い刑罰は無期自由刑となる。有期自由刑は1月以上15年以下の刑罰を指し、仮釈放の要件は、原則として刑期の3分の2が経過したこと（ただし、少なくとも2月以上の刑の執行が必要），社会一般の安全という利益を考慮し、仮釈放に責任を持ち得ること（つまり、再犯のおそれがないこと），本人の同意があること（刑法57条1項1文1～3号）である。但し、初入のほか特別な事情がある場合には、要件が緩和されている。

一方、無期自由刑の仮釈放の場合には、15年を経過したことが必要であり、そのほかの要件は有期自由刑の場合と同様であるが、無期の場合には、さらに「責任の特別な重大性がさらなる執行を要請しないこと」という要件が加わる（刑法57条a第1項1文2号）。これらの要件を満たした場合には、仮釈放審査を行わなければならない。仮釈放審査の際には、本人の人格、前歴、犯情、再犯により脅かされる法益、受刑中の態度、生活関係、仮釈放により期待し得る効果を考慮する。

犯罪行為を行った発達障害者のうち、責任能力が認められる者に対しては、原則として刑罰が科され、特に自由刑の実刑を言い渡された場合には、通常の刑事施設（Justizvollzugsanstalt）において刑が執行される。刑事施設で行われる矯正処遇の内容については、基本的に各州の矯正法に定めがある。州矯正法が整備されていない場合に限り、連邦矯正法の規定に従うことになる。また、ドイツの一部の州には、受刑者の医療や介護を専門に行う施設として、矯正医療病院

（Justizvollzugskrankenhaus）が設置されている。発達障害受刑者の中には、こうした矯正医療病院に収容されている者がいる可能性も否定できない。本調査で訪問したノルトラインヴェストファーレン州における矯正処遇の内容および矯正医療病院の詳細については、次章の訪問及び聞き取り調査結果の項目で述べることとする。

さらに、ドイツの矯正処遇には、刑務所で行われる通常の処遇のほか、社会治療施設ないし刑務所の一区画に設けられた社会治療区画

（Sozialtherapeutische Anstalt/-Abteilung）に移送して行われる特別の処遇（以下、社会治療処遇）がある。社会治療とは何かを明確に定義することは難しいが、集団的・社会的な関係性を重視し、他者とのかかわり合いの中で、対象者一人一人が自身の行動や態度の問題性と向き合い、それを克服することで社会復帰を果たそうとする姿勢を促すような、あらゆる治療ないし働きかけの総称といえる。我が国では未だ社会治療に対する理解は十分でないため、ここで若干詳しく説明する。

ドイツにおける社会治療施設への収容は、もともと 1969 年の第 2 次刑法改正法により、改善保安処分の一種たる「社会治療処分」として刑法 65 条に規定されたものである。そのコンセプトは、改善の見込みのない行為者に対して個人療法・集団療法等を通じた特別の治療を施すというものであり、医学的・心理学的・教育学的に認められたあらゆる手段を用いて、改善不可能とされた行為者に働きかける、いわば「最後の治療の試

み」であった。それまで改善不可能とされた行為者に対しては、後述する保安監置による拘禁の道しか残されておらず、それはときに終身にわたるものであり、単なる社会からの追放にすぎないという批判がなされてきた。そこで、「誰に対してであろうと、社会はあらゆる医学的および精神医学的手段を尽くさない限り、その者の社会復帰を諦めてはならない」という発想の下で、社会治療施設に収容する新たな処分が考案されたのである。

しかし、社会治療処分を定めた刑法 65 条の施行は度々延期され、1984 年、ついにドイツ刑法典から削除されることになった。一人一人に徹底した処遇を行う社会治療施設を設立・維持するには莫大な費用がかかり、当時の切迫した州司法行政では、その財源を確保することは至難の業だったからである。このほか、社会治療処分を命じる際の判断基準が不明確であるという批判や、これまでさかんに強調してきた特別予防効果に対する疑問が持ち上がったことも、社会治療処分が刑法典から削除された原因となっている。こうして処分としての社会治療の道は閉ざされたが、代わりに、自由刑の実刑に処せられた受刑者に対する特別な処遇の一つとして「社会治療処遇」を行う道が開かれたのである（連邦矯正法 9 条および各州矯正法）。以来、ドイツにおいて社会治療施設への収容は、自由刑の執行の枠組みの中で行われる特別な処遇の一つとなっている。

社会治療処遇の対象者は、社会治療施設での特別な治療および社会的援助を受ける方が、通常の刑務所で行われる処遇を受けるよりも、矯正目的を達成する上で適切だと判断されたすべての受刑者である（連邦矯正法 9 条 2 項、各州矯正法）。通常は受刑者の同意を得て行われるが、1998 年の性犯罪防止法による連邦矯正法の改正を受けて、特定の罪を犯した性犯罪者については、社会治療処遇が義務付けられるようになった（連邦矯正法 9 条 1 項および各州矯正法）。本改正は、児童に対する卑劣な性犯罪への対策として打ち出されたものであるが、それ以降、ドイツにおける社会治療処遇への国民の期待はますます高まっている。

2006 年の連邦制度改革によって矯正法に関する州の立法権限が認められた後も、その期待は維持されており、1997 年にはドイツ全体で 20 施設（総収容定員 888 人）のみであった社会治療施設が、2014 年には 68 施設（総収容定員 2,365 人）にまで増加している。

以上のように、ドイツの矯正における社会治療処遇の位置づけは日に日に重みを増しており、自由刑の実刑に処された発達障害受刑者の中には、通常の刑務所で処遇を受けている者と並んで、こうした社会治療施設（ないし社会治療区画）において特別の処遇を受けている者が混在している可能性が少なくない。本調査では、ノルトラインヴェストファーレン州にあるゲルゼンキルヘン社会治療施設を訪問したが、その詳細については後述する。

以上は行為者が責任能力を有する場合の話であるが、前述の通り、ドイツは二元主義を採用しているため、「刑罰」と並んで、行為者の将来の危険性を前提として言い渡される「処分」という第二の制裁も存在する。以下では、ドイツの改善保安処分について説明する。

（2）ドイツにおける精神病院収容処分と保安監置

ドイツにおける改善保安処分は、独立に言い渡される場合もあれば、刑罰と併科される場合もある。たとえば、責任無能力を理由に刑罰は科されなかったものの、将来さらなる違法行為を行う危険性が認められる行為者に対しては、処分が言い渡される。一方、限定責任能力が認められた行為者のうち、刑罰を科すだけでは将来さらなる違法行為を行う危険性を十分に排除できない場合には、刑罰と処分が併科される。このように、処分は刑罰とは異なり、行為者の将来の危険性に対して言い渡される第二の刑事制裁である。

処分は、行為者の自由剥奪を伴わないもの（運転免許の剥奪、行状監督、職業禁止）と、行為者の自由剥奪を伴うものの二つに大別される。後者は、さらに精神病院への収容（刑法 63 条、以下、

精神病院収容処分）、禁絶施設への収容（刑法 64 条、以下、禁絶処分）、保安監置における収容（刑法 66 条～66 条 b）の三つに分けられる。精神病院収容処分は、精神に障害のある行為者（psychisch kranken oder gestörten Tätern）が、責任無能力または限定責任能力の状態で違法行為を行い、その障害のゆえに将来さらなる重大な違法行為を行う危険性のある場合において、その者を精神病院に収容して治療を行うことを裁判所が命ずる処分である。精神病院収容処分に付された者は、各州に設けられた独立の司法精神病院ないし一般病院の司法精神病科に収容されて治療を受ける。したがって、発達障害を有する行為者のうち、限定責任能力の状態で違法行為を行った者については、この精神病院収容処分に付されている可能性がある。精神病院収容処分の執行については各州法に規定があり、州法に規定のない場合に限り、連邦法が適用される。

禁絶処分とは、アルコール又はその他の薬物を過剰摂取する性癖ゆえに違法行為を行った場合で、その結果、有罪判決を受けた者ないし責任無能力のゆえに有罪判決が言い渡されなかつた者に対して、さらなる重大な違法行為を行う危険性がある場合に、裁判所が言い渡す処分である。ほかの処分と異なり、収容期間は 2 年を超えてはならない。精神病院収容処分と禁絶処分が刑罰と併科される場合は、原則として処分が先に執行される（処分先行主義、刑法 67 条 1 項）。例外的に、刑罰を先に執行した方が処分の目的を果たしやすいと裁判所が判断した場合に限り、刑罰を先に執行する（刑法 67 条 2 項）。処分を先行させる理由は、刑罰と処分の併科による二重の負担を回避し、治療目的の処分を先に執行することによって、行為者の社会復帰をできる限り促進するためである。先に執行された処分の期間は刑罰に算入されるが、算入される期間は刑罰の 3 分の 2 を超えてはならない（刑法 67 条 4 項）。ただし、処分期間の算入によって、少なくとも刑期の半分が執行された裁判所が判断した場合には、残りの刑期を保護観察のために延期（つまり、仮釈放）することがで

きる（刑法67条5項）。一方、例外的に刑罰が先に執行された場合は、処分の期間が算入されないため、自ずと自由を剥奪される期間は長くなる。また、次に説明する保安監置については、処分先執行の原則は当てはまらず、その執行は刑罰に引き続いて行われる。

保安監置とは、一定の重大犯罪を行い、その性癖により重大な犯行を繰り返すおそれのある危険な行為者から社会を守るためにの処分である。保安監置に付された者は、特別の施設又は刑務所の特別な区画に収容される。定期的に釈放に向けた審査は行われるもの、収容期間は不定期で期限がないため、場合によっては終身にわたることもある。保安監置は原則として判決時に刑罰と併せて宣告され、その執行は自由刑の執行を終えた後に開始される。また、先に執行された自由刑が終了し、保安監置による収容が開始する際には、その執行を保護観察付で免除するか否かの審査（仮釈放審査）が行われる。釈放後は行状監督に付される。保安監置執行に関する具体的な手続や基準は、各州法に規定されている。

他の二つの処分（精神病院収容処分や禁絶処分）が治療に重点を置くのに対して、保安監置による収容は、元来危険な常習累犯者を拘禁し、刑の執行終了後も隔離することを目的としていた。保安監置はナチス政権下で多用されたこともあり、一時期は完全撤廃の動きもあったが、1990年代半ばに性犯罪対策として再び脚光を浴びるようになり、それ以降、保安監置の要件は次々と緩和・拡大されていった。しかし、2009年と2011年に相次いで出された欧州人権裁判所の判決により、保安監置拡大の流れはせき止められ、その後の連邦憲法裁判所による違憲判決を受けて、連邦政府は保安監置に関する刑法や矯正法等の抜本的改正を盛り込んだ法案を可決・成立させた。2013年に施行された新法の下での保安監置は、刑罰との明確な区別を要請された結果、その目的が従来の「隔離」から「治療」へとシフトすることになった。それに伴い、保安監置対象者を収容する施設については、「包括的な処遇調査及び定期的に

見直される処遇計画に基づいて、とりわけ通常の処遇が功を奏さない対象者に対して、その者にふさわしい精神医学的・心理療法的または社会治療的な処遇を与える、本人の協力的な姿勢を呼び起こし、又はそれを促すような集中的な個別処遇を行うのに適した施設」であること、かつ、「被収容者の危険性を減弱させて社会復帰に繋げることを目的とした施設」であることが要請された（刑法66条c第1号）。また、保安監置を言い渡された者（留保的保安監置又は事後の保安監置の対象者を含む）は、刑の執行終了時の保安監置収容決定命令に際し、その収容ができる限り回避するため、すでに刑の執行段階から上記のような処遇、中でも社会治療的処遇を与えられなければならない（同条c第2項）、とされた。その結果、保安監置における社会治療処遇の重要性が格段に高まり、社会治療施設に収容される保安監置対象者（保安監置中の者及び保安監置執行予定者）の数は、今後ますます増えていくことが予想される。発達障害を有する行為者の中にも、保安監置に付された上、社会治療施設に収容される者が現れる可能性は否定できない。

以上のように、ドイツの触法性発達障害者に対する刑事法的対応を調べるためにあたっては、自由刑に付された者と並んで、精神病院収容処分や保安監置を言い渡された者を対象とする必要がある。そこで、以下では触法性発達障害者が収容されている可能性のある刑務所、社会治療施設、矯正医療病院、司法精神病院について、今回訪問したノルトラインヴェストファーレン州の諸施設の調査結果を基に報告する。

2. 訪問及び聞き取り調査結果

（1）ケルン刑務所

①施設の概要

1969年に開設されたケルン刑務所（敷地面積108,000m²）は、ノルトラインヴェストファーレン州の閉鎖処遇施設の中で、最大規模を誇る刑務所である。収容定員は1,171名（男性863名、女性308名、女性のうち37名は開放処遇）である。

ケルン刑務所に収容されているのは、主として成人の男性受刑者及び未決拘禁者、成人の女性受刑者及び未決拘禁者、並びに女子の少年受刑者及び未決拘禁者である。ノルトラインヴェストファーレン州の執行計画書 (Vollstreckungsplan) によれば、ケルン刑務所の収容対象者は、閉鎖処遇中の成人女性については、3年以下の自由刑に処せられた者のか、未決拘禁者や国際刑事司法共助法 (Gesetz über die Internationale Rechtshilfe in Strafsachen, IRG) に基づく引渡しのための拘禁 (Auslieferungshaft, 以下、引渡拘禁) 又は通過護送のための拘禁 (Durchlieferungshaft, 以下、通過護送拘禁) の対象者であり、それに加えて、開放処遇の者を対象としている。また、女子少年については10年以下の自由刑に処せられた者のか、未決拘禁や引渡拘禁・通過護送拘禁、民事上の拘禁 (Zivilhaft) に加え、開放処遇の対象者が含まれる。

一方、男性については閉鎖処遇のみを行っており、成人男性については3月未満の短期自由刑に処せられた者のか、初執行 (Erstvollzug) で3月以上1年未満の自由刑に処せられた者ないし1年6月以上2年以下の自由刑に処せられた者、又は通常の執行 (Regelvollzug) で3月以上1年6月以下の自由刑に処せられた者を、本刑務所の収容対象者としている。さらに、2年以上4年以下の自由刑を言い渡された外国人受刑者も収容している。このほか、未決拘禁や引渡拘禁・通過護送拘禁の対象者(成人・少年の双方を含む)や、民事上の拘禁 (Zivilhaft) の対象者(少年のみ)も対象となる。

以上は同州の執行計画書に基づく収容基準であるが、ケルン刑務所の公式サイトを見ると、本刑務所の収容対象となる男性受刑者は、3月未満の短期自由刑に処せられた者のか、初執行で3月以上1年未満の自由刑に処せられた者、又は通常の執行で3月以上9月未満の自由刑に処せられた者と記載されており、いずれにしても、外国人受刑者(最長4年)を除けば、本刑務所における男性受刑者の刑期は概して短い。

また、職員へのインタビューによれば、本刑務所内には上記の者を収容する通常の施設のか、重警備の隔離区画 (Hochsicherungsbereich、収容定員28名) が存在する。これは、テロリスト等の著しく危険な犯罪者を隔離収容するための区画であるという。連邦の刑務所が存在しないため、テロリスト等も各州の刑務所に収容されることになる。

本刑務所では、特に女性の受刑者に対する職業訓練のプログラムを積極的に行ってている。職種としては、たとえば美容、服飾、オフィスコミュニケーション (Bürokommunikation) であり、これらのプログラムを通じて資格をとることができる。資格をとるまでの期間は、美容師36カ月、美容アシスタント3~12カ月、服飾やオフィスコミュニケーション3~12カ月である。一方、男性受刑者の刑期は総じて短いため、本刑務所において職業訓練の機会は設けられておらず、職業訓練を受けるためには別の刑務所へ移送することになる。ケルン刑務所における受刑者の収容にかかるコストは、1日平均91ユーロである。

②処遇の実際

ケルン刑務所には、調査時、1,072名が収容されているが、このうち外国人受刑者は520名である。外国人受刑者の主な国籍は、トルコ(72名)、ルーマニア(56名)、セルビア(44名)、ポーランド(39名)、モロッコ(32名)、アルジェリア(20名)等である。ノルトラインヴェストファーレン州は歴史的に移民が多く、難民も多く流入するため、南部のバイエルン州や旧東独諸州に比べて外国人受刑者の数が多い。

また、高齢受刑者も増加中であり、現在60~65歳の受刑者が10名、65~70歳は9名、70~75歳は5名、75~80歳は2名、80歳以上は2名である。

受刑者の罪種で最も多いのは窃盗・強盗等の財産犯(343名)、次いで薬物犯罪(約140名)、傷害(102名)である。このほか、殺人や過失致死等を含む生命犯の受刑者も、22名収容してい

る。また、無期受刑者も8名収容している。こうした無期受刑者の中には、テロや謀殺の罪で重警備隔離区画に一時的に収容されている者や、他施設への移送を待つ者のほか、女性の無期受刑者の中には、ケルン刑務所で特別な職業訓練のプログラムを受けるために、他施設から移送されてきた者も存在する。

ケルン刑務所において作業に従事している収容者は、全体の30%弱に止まる（作業義務のない未決拘禁者も含む割合である）。受刑者には作業が義務付けられているが、今のところ十分な作業場所を確保できており、作業に従事していない者の数は751名（男性583名、女性168名）に上る。そのため、ケルン刑務所では受刑者の作業場の確保が急務となっており、2年以内に新しい作業場を作る予定である。

現在、作業に従事していない受刑者にはスポーツをさせたり、社会技能訓練や絵画療法を行ったり、職員やボランティアが協力して余暇時間を充実させるための努力を行っている。ただし、これはノルトラインヴェストファーレン州全体の傾向とはいはず、同州の長期収容を前提とした刑務所では、受刑者の8割が作業に従事している。また、同州の開放処遇施設であるビーレフェルド・ゼネ刑務所では外部通勤を行っているため、作業に従事している者の割合は95%に達している。

作業に従事した者に対しては賃金(Arbeitsentgelt)が支払われ、受刑者は月々に支給される賃金の7分の3を必要経費(Hausgeld)として自由に使うことができる（ノルトラインヴェストファーレン州矯正法36条）。受刑者の日当は1~5段階に分けられるが、大抵の受刑者はレベル3段階にあり、金額は1日12.50ユーロである（レベル1の者は1日9.18ユーロ、レベル5の者は1日15.31ユーロである）。また、釈放の際にも、積み立てておいた金銭(Überbrückungsgeld、橋渡しのための金銭)が支給される。さらに、本人の責任によらずに作業を行えなかった者に対しては、小遣い錢(Taschengeld)が支払われる。一方、故意に作

業を怠った者からは、施設での生活費(Haftkostenbeitrag)を徴収する（受刑者の作業や賃金に関する詳細は、後述のゲルゼンキルヘン社会治療施設の項を参照のこと）。

ケルン刑務所において2014年に釈放された者（1,345名）のうち、仮釈放された者は112名である。ケルン刑務所は刑期が短いこともあり、仮釈放率が低い。仮釈放の決定を行うのは行刑判事であり、刑務所から行刑判事に情報を提供したり、行刑判事が受刑者に面接をしたりする。仮釈放の決定については、第一に刑務所が推薦し、行刑判事も許可するケース、第二に刑務所は推薦したが、行刑判事が棄却するケース、第三に刑務所は推薦しないが、職権で裁判所が許可するケースの3つがあるが、第二のケースは少ない。

仮釈放の要件は、法律上、3分の2又は2分の1であるが、実際には刑期の3分の2を過ぎてからのことが多い。無期受刑者は、平均18年位であるが、30年近いこともある。

仮釈放の際の帰住先は、大抵の場合は家族である。ほとんどの受刑者は、妻や子、親の元へ帰住し、友人や雇用主のもとに帰るケースは珍しい。

仮釈放とならず、刑期2年以上の故意犯受刑者や刑期1年以上の性犯罪受刑者が満期釈放となる場合は、社会において行状監督(Führungsaufsicht bei Nichtaussetzung des Strafrestes)に付される。

③発達障害受刑者の概況と処遇

ケルン刑務所の職員数は550名、医師（一般医）は3名、精神科医は6名（非常勤）である。

ケルン刑務所には現在、多数の人格障害者のか、統合失調症等の精神病の受刑者が29名、ADHDの受刑者が2名収容されている。ADHDの受刑者のうち、1名は強盗と恐喝を行った女性であり、もう1名は放火を行った男性である。近く、重傷害を犯したADHDの女性受刑者1名を収容する予定とのことであった。一方、アスペルガーや自閉症の受刑者は存在しない（これらの受刑者は、刑法63条の精神病院収容処分によって司法精神病

院に送られているのではないか、とのことであつた）。

受刑者が発達障害を有するか否かの診断は、通常、刑務所に入所する前に行われており、公判での鑑定で明らかになることもある。ただし、刑務所に入ってからの診断で ADHD と診断されたケースもある。診断は基本的に ICD-10 に拠るが、DSM-V も参考にする。

ADHD の受刑者に対する特別な治療基準は存在しないが、学校教育のほか、作業療法や絵画療法等を通じた治療を行っており、必要に応じて精神科医と心理士による心理療法も行っている。一般社会と同じ水準の医療を提供するというのが方針であるが、警備上の問題もあり、刑務所での治療には自ずと限界があるという。

発達障害を有する受刑者には、本人に作業の適性があり、作業場も確保されていれば、洗濯や清掃等の単純作業を行わせている。作業を行った場合には、前述の通り、賃金が支給される。

発達障害や精神障害を持つ受刑者については、とりわけ釈放後に彼らの世話を引き受けてくれる者が必要である。こうした引受人が見つからない場合には、結果的に、健康な受刑者よりも釈放の時期が遅れてしまうことがある。引受人が見つからず満期釈放となった場合の帰住先としては、キリスト教団体や福祉団体、薬物依存支援団体等が挙げられる。また、攻撃性が強く釈放することが到底できないような精神障害受刑者の場合には、強制入院の手段をとることもある。この場合、最初の 24 時間は医師による自傷他害の診断により、消防署の上級職員の判断で入院させるが、その後は判事の決定で入院されることになる。

ケルン刑務所に収容されている精神障害受刑者のうち、重度な障害を持つ者については、治療のために矯正医療病院へ送られる（詳細は、後述のノルトラインヴェストファーレン州矯正医療病院の項を参照のこと）。矯正医療病院に送られる受刑者は、主に統合失調症やパラノイアの患者、または差し迫った危険のある自殺願望者である。受刑者の多くを占める人格障害者の中には治療手段

が充実している矯正医療病院に行きたがる患者が後を絶たないが、矯正医療病院のベッド数は限られているため、こうした人格障害の患者を送らないよう配慮している。矯正医療病院に送られた受刑者は、症状が改善すれば、刑務所に戻される。将来的には、矯正医療病院と刑務所を繋ぐ経過観察用の施設を建設することを計画しているという。

（2）ゲルゼンキルヘン社会治療施設

①施設の概要

1975 年に設立されたゲルゼンキルヘン社会治療施設は、男性を対象とする施設であり、収容定員は 57 名、調査時点ではほぼ満員であった。建物自体は 1900 年頃に建てられたものであり、歴史を感じさせる赤煉瓦造りの建築が印象的である。ドイツの社会治療施設は、完全に独立した社会治療施設と、刑務所の一区画に設けられた社会治療区画の 2 種類が存在するが、ゲルゼンキルヘンの場合は前者である。2014 年現在、社会治療施設は全部で 68 施設存在し、このうち独立の社会治療施設はゲルゼンキルヘンを含め、6 施設のみである。

ノルトラインヴェストファーレン州は、約 16,000 人の刑事被収容者（未決を含む）を抱えているが、そのうち約 270 人が同州の社会治療施設に収容されている。社会治療処遇の対象者は、第一に、重大な性犯罪を行った結果、2 年を超える自由刑に付された者のうち、社会復帰を果たすために社会治療を受けることが適當かつ有効とされた者（ノルトラインヴェストファーレン州矯正法 13 条 1 項）、第二に、その他の罪を行った場合で、その者の有する社会に対する重大な危険性を減弱させ、社会復帰を果たすために、社会治療を受けることが適當かつ有効とされた者である。後者の場合は、本人の同意を得て、社会治療施設に収容することができる（同州矯正法 13 条 2 項）。同条 2 項における「社会に対する重大な危険性」は、とりわけ本人の社会的・人格的な障害により、生命や身体、人格の自由や性的自己決定に対する重大な犯罪を行うことが予想される場合に認めら

れる。また、社会治療施設への収容は、釈放が予定されている者に対する処遇の最終段階あるいは釈放後も処遇を継続することが可能とされた段階で開始されなければならない（同州矯正法 13 条 5 項）。

ゲルゼンキルヘン社会治療施設の居室は単独室であり、夜間は施錠されるが、被収容者は朝 6 時～夜 9 時半まで施設内を自由に動くことができる。施設内にはジムもあり、基本的に施錠されていないため、被収容者が自由に利用できるようになっている。

施設内には共同のキッチンもある。料理は基本的に被収容者が作り、職員は監督者として助言を行うだけである。料理は調理療法として行っているわけではないが、社会治療においては、被収容者一人一人が自分の役割や仕事場を持っていることが極めて重要であり、その一環として、調理も大事な作業のひとつになっている。

ゲルゼンキルヘン社会治療施設は、建物の老朽化を背景に、より規模の大きい施設を建設するため（80 人収容可能な施設を建設予定），3 年以内に州内のボーフムへ移転する予定である。1980 年代にドイツの専門家らによって示された「社会治療施設の最低基準及び運用ガイドライン」においては、全体が見渡せるような小規模の施設が推奨されたが、それとは対照的に、本社会治療施設においては、より大規模な施設を建設しようとしている点が新鮮であり、興味深い。

②社会治療処遇の実際

ゲルゼンキルヘン社会治療施設では、再犯の危険性の高い犯罪傾向の進んだ人格障害者を収容しており、被収容者全体の 7 割程度が人格障害者である。中でも反社会性人格障害者が多く、その中には情緒障害や気分障害、ナチズムに心酔している者等が含まれている。一方、知的障害者や自閉症、統合失調症の者は収容していない。性犯罪者については基本的にどのタイプの者も受け入れており、たとえば小児性愛者だけでなく、サディズムの傾向のある者などもいる。このほか、ドイ

ツ語ができること、罪を認めていること、再犯を行なう危険性があること、知的障害や薬物依存がないことも収容の要件となっている。

本社会治療施設へ移送するか否かを判断するのは刑務所である。診断は刑務所の心理士が行う。診断に用いる基準は ICD-10 であるが、DSM-V を用いることもある。

本施設以外にも独立の社会治療施設は存在するが、対象者の基準は似通っており、ドイツの社会治療施設では主に人格障害者を収容していると考えて良い。ただし、罪種による限定をしている施設もあり、たとえばエアランゲンの社会治療施設は暴力犯罪者のみを対象としていたり、ミュンヘンの社会治療施設は暴力犯罪者と性犯罪者を分けて収容したりしている。

本施設に収容されている者は、受刑者だけでなく、保安監置中の者や、刑罰の執行後に保安監置が予定されている者 (anschließende Sicherungsverwahrrug, 以下、保安監置執行予定者) も含まれている。保安監置対象者の人数を見ると、保安監置中の者が 4 名、保安監置執行予定者が 9 名である。後者については、刑法 66 条 c 第 2 項に則り、できる限り保安監置を回避するための治療なし処遇が行われている。

また、本施設の被収容者の中には無期受刑者（7 名）も存在する。無期受刑者は、13 年ほど刑務所で過ごした後に、本社会治療施設に送られてくると推測される（これは、ノルトラインヴェストファーレン州の無期受刑者が仮釈放までに要する期間の平均 18～19 年から、本社会治療施設での平均収容期間 3～5 年を差し引いて得られた数字である）。

有期であれ無期であれ、本社会治療施設における収容は刑の執行の最後の段階で行われる。本施設はいわば最後の滞在場所 (Endestation) であり、被収容者は、刑務所から本施設に移送され、一定の期間社会治療を受けた後、施設から釈放される。つまり、本施設は釈放前処遇のための場所であり、無期の受刑者も本施設に収容後、この施設から仮釈放されることになる。本施設から刑務

所に戻されるケースは殆どない。施設の統計によれば、2014年に本社会治療施設から釈放された者は9名であり、そのうち仮釈放で保護観察に付された者は5名、満期釈放で行状監督に付された者は4名である。さらに、2006年～2011年の間に、本施設から釈放された者の割合を罪種別に見ると、性的虐待（面識あり）が35%、性的虐待（面識なし）が9%，強姦（面識あり）が19%，強姦（面識なし）が15%，そのほか、殺人が9%，強盗・放火が13%である。

本社会治療施設での平均収容期間は3～5年であり、まれに5年を超えるケースもある。直近の10年間（2005年～2014年）の平均収容期間を罪種別に見ると、殺人では5年弱、強姦では約3年半、性的虐待では3年弱、強盗・放火では3年強である。

社会治療施設での処遇には、3つの柱がある。第一に作業、第二に治療、第三に居住グループである。居住グループは、施設における生活や処遇の中心であり、作業も基本的に居住グループごとに行う。社会治療においては、誰がどのように作業しているかを把握すること、見方を変えれば、自分たちの行動が他者にどう見られているかを意識することが大切であり、他者とうまく協力できているかなどを互いに評価し合うという意味でも、グループで作業を行うことは有意義である。

社会治療施設では、健康上の理由がない限り、作業が義務付けられている（ノルトラインヴェストファーレン州矯正法29条）。被収容者の行う作業や職業訓練に対しては金銭が支給される。こうして得られた金銭は、被収容者をアルコールやドラッグ等の誘惑から引き離し、まっとうな道を歩ませるためのモチベーションとなる。被収容者の作業に対する賃金（Arbeitsentgelt）又は職業訓練に対する補助金（Ausbildungsbehilfe）は、法的年金保険の被保険者が受け取る平均年収の9%とされている（この額をEckvergütungという。ノルトラインヴェストファーレン州矯正法32条1項、2項、連邦矯正法200条、43条2項、44条2項）。このEckvergütungを250日で割った

金額が、被収容者に支給される日当である（同州矯正法32条1項、連邦矯正法43条2項、44条2項）。被収容者に支給される金額は、彼らが最低限要求される作業又は訓練の成果を果たせなかつた場合を除いて、上記Eckvergütungの75%を下回ってはならない（同州矯正法32条3項、連邦矯正法43条3項、44条2項）。

作業に対する賃金や職業訓練に対する補助金を得ている被収容者は、月々に支給される金銭の7分の3を必要経費（Hausgeld）として自由に使うことができる（同州矯正法36条）。本社会治療施設には、1か月に1度業者がやってくるので、被収容者は自身のHausgeldを使って菓子やジュース、水や煙草などの自弁品を購入する。被収容者に支給される金銭は、こうした自弁品の購入のほか、被害者のための損害賠償や裁判費用等の用途にも使うことができる。

Hausgeld以外は、釈放のための金銭（Überbrückungsgeld、橋渡しのための金銭の意味）として、毎月積み立てなければならない。釈放のための金銭とは、被収容者とその扶養者が、少なくとも釈放後の4か月間の生計を立てられるだけの金銭を指す。このほか、被収容者に払い込まれた金銭（刑執行開始時又は刑の執行中に振り込まれた金銭）並びにHausgeldや釈放のための費用ないし後述の生活費として要求されなかった金銭は、所持金（Eigengeld）として積み立てられ、釈放のための費用として必要でない限り、自由に使うことができる（同州矯正法38条）。また、本人の過失によらず賃金や補助金を十分に受け取れなかった被収容者に対しては、本人の申請に基づいて小遣い銭（Taschengeld）が支給される。小遣い銭は、上記Eckvergütungの14%とされている（同州矯正法35条1項）。一方、作業や訓練等を本人の責任で怠った被収容者に対しては、施設での生活費（Haftkostenbeitrag）が徴収される。

本施設では、保安監置対象者も、受刑者と一緒に作業を行っている。社会治療という観点から、保安監置対象者と受刑者を殊更に区別することは